

令和2・3年度 千葉市小規模修繕業者登録制度 変更・廃止届の手引き

1 変更・廃止届の流れ

- (1) 令和2・3年度千葉市小規模修繕業者登録名簿の登録事項に変更が生じたとき、又は営業を廃止若しくは休止したときは、速やかに契約課へ届け出を行ってください。
- (2) 『千葉市小規模修繕業者登録事項変更・廃止届(様式第3号)』(以下「変更・廃止届」とします。)を千葉市契約課ホームページからダウンロードするか、契約課窓口で取得していただき、記載事項及び必要書類等を確認してください。
- (3) 『変更・廃止届』に必要事項を記入・押印の上、必要書類を添付して、千葉市役所契約課(本庁舎5階)へ持参又は郵送により提出してください。

※ 届け出の手続きに当たっては、この手引きをよく読んで、誤りや記入漏れ等がないよう注意してください。

記載事項及び添付書類に虚偽があった場合は、登録を抹消することがあります。

2 登録事項に変更が生じた場合

(1) 所在地・名称等の変更

「1 登録事項の変更」の欄に、変更事項及び変更前・変更後の内容を記入し、下表の変更事項に応じて必要となる書類を添付して提出してください。

変更事項	必要書類(各1部)	対象	備考
所在地又は住所	・登記事項証明書【写し可】	法人	法務局で発行
商号又は名称	・登記事項証明書【写し可】	法人	法務局で発行
	・印鑑証明書【原本】	法人	法務局で発行
	・印鑑登録証明書【原本】	個人	区役所・市民センターで発行
代表者職氏名	・登記事項証明書【写し可】	法人	法務局で発行
	・身分証明書【写し可】	個人	本籍地の市町村で発行 ※本籍地が千葉市の場合は 区役所・市民センターで発行
電話・FAX	(添付書類は不要)	—	—
実印	・印鑑証明書【原本】	法人	法務局で発行
	・印鑑登録証明書【原本】	個人	区役所・市民センターで発行
使用印	(添付書類は不要)	—	—

※ 証明書は、『変更・廃止届』の提出日から3か月以内に発行されたもので、最新の状況が確認できるもの

※ 実印、使用印を変更するときは、「1 登録事項の変更」の欄に、変更前・変更後の印をそれぞれ押印してください。

(2) 登録希望種別・分類の変更

「1 登録事項の変更」の欄に、変更事項及び変更前・変更後の内容を記入して提出してください。

新しく種別を追加する場合は、「2 修繕経歴書」の欄に、過去2年以内に契約した元請け実績を、追加した登録希望種別に対して2つまで記入してください。(該当がある場合のみ。)

また、業務の履行に当たって、法令の定めがある場合は、許可等を証明する書類の写しを添付して提出してください。

3 営業を廃止・休止した場合

営業を廃止・休止した場合や、本社を市外へ移転した等により登録要件を満たさなくなった場合は、「3 名簿登録の廃止」の欄に、事情を簡潔に記入して、名簿登録の抹消について届け出をしてください。

【記入例】

- ・令和〇〇年〇月〇日付けで営業を廃止したため。
- ・令和〇〇年〇月〇日付けで本社を△△市へ移転し、登録要件を満たさなくなったため。
- ・令和〇〇年〇月〇日付けで入札参加資格者名簿への登録申請を行うため。

4 申請期間

令和2年4月1日（水）から令和4年3月31日（木）まで

※ 午前9時から午後5時まで（土日・祝日、年末年始は除きます。）に、持参又は郵送により提出してください。

5 郵送先・問い合わせ先

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1

千葉市役所 契約課 契約第二班

電話 043-245-5089~90（直通）

FAX 043-245-5536

(様式第3号)

記入例

千葉市小規模修繕業者登録事項変更・廃止届

令和 年 月 日

(あて先) 千葉市長

所在地又は住所 千葉市中央区千葉港1-1

商号又は名称 千葉工事店

代表者職氏名 代表取締役 千葉 一郎

実印

(担当者 千葉 次郎 電話番号 043-245-0000)

先に申請した千葉市小規模修繕業者登録事項に関し、変更・廃止がありましたので、届け出ます。

1 登録事項の変更

変更事項	変更前	変更後
代表者の変更	チバ タロウ 代表取締役 千葉 太郎	チバ イチロウ 代表取締役 千葉 一郎
希望種別の追加 (第3希望)	なし	建具 001、002、003、004、005、 006、007

2 修繕経歴書

種別を追加した場合は、届出日から過去2年間に契約した元請け実績を、2つまで記入してください。また、発注者の欄はどちらかに○をつけてください。

番号	修繕契約名	発注者	請負金額 (円)	契約年月日
1	×○修繕工事	○官・民	¥525,000	R2. 1. 12
	新規に種別を追加した場合のみ記入してください。	官・民		
2			官・民	
		官・民		

次ページへつづく

3 名簿登録の廃止

(理由)

【注意事項】

- ※ 商号又は名称及び代表者職氏名を変更した場合は、フリガナをふってください。
- ※ 添付書類：変更事項に応じて、必要な書類を添付してください。
 - 法人：登記事項証明書【写し可】（所在地又は住所、商号又は名称、代表者職氏名を変更する場合）
印鑑証明書【原本】（商号又は名称、実印を変更する場合）
 - 個人：身分証明書【写し可】（代表者職氏名を変更する場合）
印鑑登録証明書【原本】（商号又は名称、実印を変更する場合）
- 種別の追加：業務の履行にあたって、法令の定めにより必要となる許可等を証明する書類の写し